

**米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」
製作等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

これまでの人生を振り返るとともに、医療や介護に関する希望を含め、今後の人生設計などを考える契機として活用することのできる本市独自のエンディングノート「私の人生手帳」を製作し、その活用等を推進することのできる豊富な知識、技術、経験等を有する事業者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」製作等業務委託

(2) 業務内容

仕様書参照

(3) 業務期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 事業費限度額

2,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

本業務の公募に参加できる事業者は、次の各号全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和7年度米子市入札参加者資格名簿に掲載されていること。
- (2) 米子市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な規定を有すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 スケジュール

内 容	日 程
公募要領の公表	令和7年7月 9日（水）
質問受付	令和7年7月 9日（水）から7月18日（金）午後5時まで
質問回答	令和7年7月22日（火）
申込書類の提出	令和7年7月23日（水）から7月25日（金）午後4時まで
選定結果の通知	令和7年8月中旬
契 約	

納 品	令和 8 年 1 月上旬
-----	--------------

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午後 5 まで（必着）。
- (2) 提出方法：電子メールに質問書（様式 1）を添付して送信すること。なお、件名を「米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」製作等業務委託質問書（事業者名）」とし、送信後に電話連絡により受信確認を行うこと。
米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第二担当
電話 0 8 5 9－2 3－5 1 5 6
電子メールアドレス choju@city.yonago.lg.jp
- (3) 回 答：令和 7 年 7 月 2 2 日（火）より本市ホームページ上に公開する。ただし、公開することにより質問者の競争上の利益を害すると判断した場合には当該質問者のみにメール回答するものとする。

6 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式 2）
 - ② 誓約書 （様式 3）
 - ③ 役員等調書兼照会承諾書（様式 4）
 - ④ 会社概要 （様式任意）
 - ⑤ 企画提案書（様式任意）
 - ⑥ 価格見積書（様式任意）
 - ⑦ 過去の実績調書（様式任意）
 - ⑧ 本業務実施体制（様式任意）
 - ⑨ 本業務責任者の経歴（実績）等調書（様式任意）
 - ⑩ 本業務担当者の経歴（実績）等調書（様式任意）
 - ⑪ その他補足資料（任意提出）

(2) 提出部数

原本 1 部、副本 3 部

(3) 作成要領

【共通事項】

ア 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

イ 様式は、原則として A 4 版両面で縦置き・横書きとする。

ウ (1)に掲げる書類を、①～⑪の順番に A 4 サイズのファイルに綴じ、①～⑪毎にインデックスを付けること。やむをえず A 3 サイズを使用する場合は、折りたたんで綴じること。また、ファイルの表紙、背表紙に商号又は名称を記入すること。

【個別事項】

ア 過去の実績調書（⑦）（様式任意）

過去10年以内の、米子市から受託した類似業務の実施実績について記載すること。

イ 本業務実施体制（⑧）（様式任意）

例えば、本業務に関係する部署の組織図を記載し、従事予定者については氏名等について記載する。

ウ 本業務責任者の経歴（実績）等調書（⑨）、本業務担当者調書（⑩）（様式任意）

本業務責任者及び本業務担当者の経歴、経験年数及び実績について、業務の従事期間がわかるよう作成すること。特に、介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定に従事した実績があれば必ず記載する。

エ その他補足資料（⑪）（任意提出）

その他提案にあたって補足すべき事項があれば資料を提出すること。

（4）提出期限等

- ① 提出期限：令和7年7月25日（金）午後4時まで（必着）
- ② 提出場所：米子市福祉保健部 長寿社会課（市役所本庁舎1階 14番窓口）
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

7 審査基準及び配点

米子市が設置する「米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」製作等業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、参加事業者から提出された書類の内容をもとに審査及び選定を行う。

なお、参加申込者が一者のみであっても審査を行い、審査基準の6割以上を満たす場合は優先交渉権者とする。

8 契約

- （1）優先交渉権者選定後、仕様書の内容、スケジュール等を確認し、契約の手続きに進む。
- （2）選定された優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。

9 その他留意事項

- （1）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- （3）提出書類は返還しない。
- （4）参加申込手続き後に辞退する場合は、文書にて連絡すること。（様式任意）
- （5）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、全て提案者が負うものとする。
- （6）提出書類は、米子市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則公開となる。ただし、公

開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
また、本公募の優先交渉権者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、優先交渉権者決定後の公開とする。

10 問い合わせ先

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地（市役所本庁舎1階14番窓口）

米子市福祉保健部 長寿社会課 介護保険第二担当

電話：0859-23-5156

FAX：0859-23-5012

電子メール：choju@city.yonago.lg.jp

米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」製作等業務委託仕様書

1 業務名

米子市オリジナルエンディングノート「私の人生手帳」製作等業務委託

2 目的

今後、2040 年にかけては、人口・世帯構成が変化することに伴い、医療と介護双方のニーズを有する高齢者が大幅に増加することが予想されていることなどを踏まえ、人生の早い段階からこれまでの人生を振り返るとともに、将来の医療や介護に関する希望を含めた今後の人生設計について市民一人ひとりが考える取組を推進していくため、本市独自のエンディングノート「私の人生手帳」（以下、「私の人生手帳」という。）を製作するとともに、その活用等を推進する。

3 業務期間

契約日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務内容

- （1）私の人生手帳に係る企画、アイデア、それにかかる調査等
 - ・他の情報発信ツールとの連動性や活用方法も考慮して製作すること。
- （2）私の人生手帳のデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- （3）私の人生手帳の完成データ作成及び納品
- （4）私の人生手帳の印刷及び納品
- （5）その他、私の人生手帳の製作に必要な事項
- （6）私の人生手帳の普及及び活用促進に必要な PR ツール（チラシ、ポスター、ハレパネ等）の製作
- （7）私の人生手帳の普及及び活用促進に資するイベント等への参加
- （8）（1）から（7）に掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

5 掲載内容

（1）私の今とこれから

ア 私のこれまで

子どものころ、学生時代、大人になってから、家系図等

イ 私のいま

自分の好きなもの、苦手なもの、自分の大切にしたいこと・重要なこと、緊急時の連絡先、医療情報、資産情報、やりたいことリスト、人生設計、旅行地図、タイムテーブル（日々のルーティン）、今年の夢・抱負、お金の整理シート、映画・本リスト等

ウ 私のこれから

健康目標シート、健康診断の結果や運動習慣の計画、生活の目標、就労・ボランティア活動、趣味・余暇活動、学習、交流の記録、身長・体重・BMI、健康づくりの取組の記録、食事内容の記録等

(2) 私の気持ち

これからの生活で大切にしたいこと、現在気がかりなこと、共有の記録、介護に対する考えや希望、財産の処分に関する希望、終末期医療に関する希望等

(3) 人生の最終段階について

エンディングの意向、葬儀について、遺言書について、お墓・埋葬について、仏壇について、終活プランシート等

(4) 備考

- ・人生の早い段階における人生設計ツールとして活用できるもので、思わず手に取って見たくなり、終活の契機となるものとする。
- ・必要に応じて、内容について詳細情報にリンクする二次元コード等を付すなど、利用者が情報収集するにあたっての利便性が高まるような工夫を行うこと。
- ・必要に応じて、利用者アンケートフォームにリンクする二次元コード等を付すなど、利用者の声について把握できるような工夫を行うこと。
- ・必要に応じて、私の人生手帳の市内施設等における設置・販売等を行うこと。

6 仕様等

契約締結後、米子市と協議の上決定すること。

7 留意事項

(1) 特記事項

- ア 企画提案書及びデザイン案の内容については、採用案決定後、協議により予算の範囲内で変更する場合がある。
- イ 成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時に、受託者から委託者に移転するものとする。
- ウ 成果品及び本業務において作成されるデザイン、イラスト、写真等の著作物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、委託者に帰属するものとする。
- エ 委託者は、自由に成果品の利用（改変及び印刷物の製作、ホームページへの掲載等の二次的な利用を含む。）をすることができるものとする。
- オ 成果品において利用する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産をいう。以下同じ。）については、受託者自らが知的財産権（同条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）を有し、又は受託者がその利用（エの成果品の利用によるものを含む。）について知的財産権を有する者の許諾を得るものとする。
- カ 成果品において利用する写真の被写体が人物である場合には、受託者がその利用（エの成果品の利用によるものを含む。）について本人の承諾を得るものとする。
- キ 受託者は、成果品及び本業務において作成されるデザイン、イラスト、写真等の著作物について、著作権者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作権者人格権をいう。以下同じ。）を行使せず、又は著作権者に著作権者人格権を行使させないものとする。

ク ウによる著作権の帰属、④から⑥までによる成果品及び成果品において利用する知的財産の利用並びにその利用に係る許諾又は承諾並びに⑦ による著作者人格権の不行使に係る対価は、委託料に含まれるものとする。

ケ この仕様書に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 成果品

ア 私の人生手帳（日本語版） 2, 0 0 0 部

イ 私の人生手帳の電子データ（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのA I データ、P D F データ） 一式

ウ 写真・テキスト等データ一式

(3) 校正・確認、納品

校正作業は、米子市が校了と判断するまで行うものとする。

(4) その他

ア 受託者は米子市と十分な協議調整を行いながら、全体の計画設計を含め、企画提案を行う。

イ 受託者は業務遂行にあたっては、進捗状況を随時、米子市に対して報告するものとする。

ウ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務の遂行に用いた資料及び成果品等について、米子市の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

エ 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、協議の上、決定する。